〇・〇〇一一を、平成二十一年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一三九を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一〇四を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一〇四（６に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇一二五）を、平成二十二年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇六九を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇〇四九を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇四九（６に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇六三）を、平成二十三年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇六三を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇〇四二を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇四二（６に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇五六）を、平成二十四年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇六三を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇〇四二を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇四二（６に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇五六）を、平成二十年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇一〇五六を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇七九二を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇七九二を、平成二十一年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇一〇五一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇七九二を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇七九二（６に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇九六五）を、平成二十二年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇一〇五一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇七九二を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇七九二（６に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇九六五）を、平成二十三年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇一〇四七を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇七八五を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇七八五（６に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇九五八）を、平成二十四年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇〇七を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇〇七を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇七（６に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇七）をそれぞれ乗じて得た額の合算額を当該都道府県の人口で除して得た額（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「都道府県立病院事業債同意等額密度」という。）、都道府県立大学附属病院事業債元利償還金に〇・〇二八を乗じて得た数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「都道府県立大学附属病院事業債元利償還金密度」という。）、平成十五年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一五三を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一八を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八三を、平成十六年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一五三を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一八を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇九〇を、平成十七年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一六〇を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一八を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇九〇を、平成十八年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るもの額に〇・〇〇一六〇を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一八を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇九〇を、平成十九年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成